2023年 9月
御社の組織活力・生産性UPを促進する
あおば新聞
No219

〒364-0035　埼玉県北本市西高尾６－６－１　e-mail：mado@aobaroumuoffice.com
TEL：048-592-0475　FAX：048-592-0590
編集長：栗原　翼　局長：田島 智　社主：阿久津 渉
社会保険労務士法人 あおば労務経営事務所

重要 ■ 2023年の最低賃金は過去最高の上げ幅となる見込みです ■

埼玉県は、１時間当たり「９８７円」→「１,０２８円」に引き上げられます。

■ ２０２３年度　最低賃金　関東　（ ※　埼玉県以外は答申段階のため、後日正式決定となります ）

都道府県	改定額	現状	引上げ額	月額換算	都道府県	改定額	現状	引上げ額	月額換算
埼玉県	1,028	987	41	177,844	千葉県	1,026	984	42	177,498
栃木県	954	913	41	165,042	東京都	1,113	1,072	41	192,549
群馬県	935	895	40	161,755	神奈川県	1,112	1,071	41	192,376
茨城県	953	911	42	164,869					

※1ヶ月の平均所定労働時間を173時間とした場合

～TOPIX～

基礎編（最低賃金ってそもそも何？）⇒対象者や計算方法、最低賃金を下回っていた場合のリスクについて
実務編（会社の何をみればいいの？）⇒実際に仕事をする上で、特に見落としがちなポイントについて

≪ 基 礎 編 ≫

【 最低賃金の対象となる賃金は？ 】
⇒毎月支払われる基本的な賃金です。残業代や賞与は含まれません。
※ただし、諸手当のうち、「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」は最低賃金の対象となりません。

【 月給者の最低賃金の算出方法は？ 】
⇒『月給÷1箇月の平均所定労働時間』で１時間あたりの金額を県ごとの金額と比較し算出します。
１ヶ月の所定労働時間の考え方【1日８時間、週休２日制、週所定労働時間40時間の場合】
年間総労働時間（2,085時間）÷12ヶ月＝173.75　⇒173時間

【 最低賃金を下回った場合、何か会社にリスクはありますか？ 】
⇒最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合、差額分について遡って支給する必要があります。(最大３年分)
また、法律で罰則(５０万円以下の罰金)が定められています。

【 最低賃金の対象となるのは誰ですか？ 】
⇒働き方を問わず雇用契約を結んで労働者として働くすべての方に当てはまります。
また試用期間中の方も対象となります。（各県の労働局長の「減額特例」の許可を受けた場合を除く）

【 最低賃金はどの地域のものが対象となりますか？ 】
⇒所属する事業所の所在地です。本社が埼玉県でも、所属する事業所が東京都の場合は、東京都の金額となります。

■ 社会保険料の変更をお願いいたします ■

社会保険の算定結果は９月分の保険料から反映されます。実際に社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10月に支払われる給与」からとなります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを設定している場合は除きます)。
算定によって決定された社会保険料一覧表を９月中旬を目途に順次発送致しますので、保険料の変更をお願い致します。

≪ 実 務 編 ≫

【 最低賃金で雇用している場合 】
⇒改定された賃金額に合わせて、労働契約を結び直しましょう。
アルバイト・パートに限らず、日給者・月給者についても時給換算額が最低賃金を下回っていないかご確認ください。

【 固定残業代を設定している場合 】
⇒最低賃金が改定されれば、残業単価も変わります。
固定残業の設定時間に合わせて、固定残業代を再計算しましょう。

【 特定（産業別）最低賃金が適用される会社の場合 】
⇒今回の改定により、令和４年12月以降に適用された特定最低賃金＜地域別最低賃金となる業種の場合、
地域別最低賃金に引き上げが必要です。

【 ハローワークに求人を掲載している場合 】
⇒10月１日時点で、最低賃金を下回っている求人票は、非公開になってしまいます。
改定された賃金額に合わせて、求人票の変更をかけましょう。

【 最低賃金引上げにより、給与を変更した場合 】
⇒社会保険料が改定となる可能性がありますので、あおば事務所までご連絡ください。

≪ よ く あ る ご 質 問 ≫

- 会社の給与を見直す時期を最低賃金に合わせたいけどどうすればいい？
- 減額特例って何？うちの会社は対象になる？
- 全国の支社を飛び回っている従業員は、どこの最低賃金が反映されるの？
- いろんな現場に直行、直帰している場合、どこの最低賃金が反映されるの？
- 完全歩合制（フルコミッション）を採用している場合の最低賃金の考え方は？
- 無効となるような金額で契約を結んでしまっていたらどうすればいいの？

上記は、ほんの一例ですが、「あれ、うちって大丈夫？」「こんな場合はどうすればいいの？」など
ご不明な点がございましたら、あおば事務所までお気軽にご連絡ください。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です）■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

★組織活力アップ研修　全ての根本がここに！　基本は全４回、期間は約３ヶ月
★問題解決プログラム　困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！
★経営幹部、管理職研修　管理職に必要な意識と心得をお伝えします。
★チームビルディング　実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？
★超採用面接術　他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。